

西宮市清酒の普及の促進に関する条例

西宮市は、「灘の酒」の生産地として知られる灘五郷を構成する今津郷及び西宮郷を有する日本有数の酒どころである。清酒製造業は、西宮の地場産業として発展してきただけでなく、清酒造りに欠かせない宮水の保存活動を通じて、文教住宅都市としての良好な住環境の形成にも大きな影響を与えてきた。このようなことから、市は、清酒造りの伝統及び技を守り、酒文化を全国に発信し、将来にわたって引き継いでいかなければならない。

ここに、市及び事業者がそれぞれの役割を果たし、市民の協力をもって清酒による乾杯の習慣を広めることにより、清酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与するとともに、西宮の経済の振興及び文教住宅都市としての発展を図ることを目的として、市は、この条例を制定する。

（市の役割）

第1条 市は、清酒による乾杯の奨励その他の清酒の普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第2条 清酒の製造を業として行う事業者は、清酒の普及の促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 前項の事業者以外の事業者は、市及び同項の事業者が行う清酒の普及の促進に関する取組に参加するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第3条 市民は、前条第2項の取組に協力するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。